

2019年10月1日

住宅保証機構株式会社  
地盤保証会社登録要件

特定非営利活動法人  
住宅地盤品質協会  
技術委員会

- ① 特定非営利活動法人住宅地盤品質協会(以下住品協と呼ぶ)の**正会員**であること。
- ② 法人として、地盤調査又は地盤補強工事の業務を、継続して**3年以上**営んでいること
- ③ 住品協認定資格である「**住宅地盤主任技士**」、または「**住宅地盤技士**」の試験に合格し登録されている者で、かつ**住宅地盤業務の経験が5年以上**の者が、地盤調査または地盤補強工事の技術責任者として在籍すること。
- ④ 地盤調査の考察においては、住品協技術部に相談して、承認を得ること。但し、「住宅地盤主任技士」の資格者が行う場合は、この限りではない。
- ⑤ 住品協発行の「**住宅地盤の調査・施工に関わる技術基準書**」を遵守すること。
- ⑥ 現地地盤調査は、住品協認定資格者または、住宅地盤実務者研修修了者として**登録された者**が行うこととする

補足説明

※地盤調査の考察を行う技術者は、登録申請時に所属技術者調査票にて届け出ること。

※団体登録手数料(10,000円 + 消費税)を新規及び更新登録完了後に当協会より請求する。

(株)住宅保証機構の承認月が2019年10月以降から消費税率10%を適用する。

(財団法人 → 株式会社に変更 2012.04.02)

(団体登録手数料について明記、不要な補足説明の削除 2012.05.08)

(団体登録手数料の消費税及び税率の適用時期を記載 2014.04.01)